

国立大学法人東京外国語大学副理事 に関する規程

〔平成28年 3月25日〕
規 則 第 35 号

改正 平成29年 3月21日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に置く副理事に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学長は、必要と認めるときは、副理事を置くことができる。

(職務)

第3条 副理事は、学長又は理事の命を受けて、本学役員の職務を補佐する。

(任命)

第4条 副理事は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）別表第1に掲げる部長相当又は課長相当の事務職員のうちから学長が任命する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。